

## 緊急事態宣言解除による教育委員会の対応について（6月21日～）

緊急事態宣言が解除され、まん延防止等重点措置に移行されたことに伴い教育委員会の対応について下記のとおりとします。

### 記

#### 《学校教育関係》

令和3年6月21日(月)以降の対応は以下のとおりです。

- ①臨時休業、分散登校等を行わず、感染リスクの高い活動は控え通常形態の授業を行います。
- ②府内または府県間の移動を伴う教育活動（修学旅行や校外学習等）の実施は可とします。（ただし、行き先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している、または行き先が緊急事態宣言措置区域である場合については、中止または延期）
- ③部活動は感染防止対策を徹底しながら実施は可とします。

#### 《社会教育施設・スポーツ施設》

1. 令和3年6月21日(月)から令和3年7月11日(日)の期間、使用時間を午後8時までとする施設

- ①善兵衛ランド ②総合体育館 ③市民ふれあい運動広場(グラウンド・テニスコート)
- ④青少年センター(ユースプラザ) ⑤青少年人権交流館(ハート交流館) ⑥中央公民館 ⑦浜手地区公民館 ⑧山手地区公民館

2. 令和3年6月21日(月)から通常の使用時間とする施設(通常終了時間が午後8時以前の施設)

- ①自然遊学館 ②歴史展示館 ③青少年運動広場 ④二色グラウンド ⑤二色野球グラウンド ⑥公園墓地テニスコート ⑦青少年野外広場 ⑧市民図書館

#### 《小・中学校体育施設開放事業》

各学校体育施設(体育館・グラウンド)の開放は、令和3年6月21日(月)から令和3年7月11日(日)までの期間は使用時間を午後8時までとします。

令和3年6月18日  
貝塚市教育委員会